

# 給与勧告の仕組みと 本年の勧告のポイント

令和6年10月4日  
北海道人事委員会

# 目次

1	給与勧告の対象職員	1
2	給与勧告の仕組み	2
3	民間給与との比較	3
4	本年の勧告のポイント	4
5	近年の給与勧告の実施状況	7
	参考① 道職員の給料月額決定の仕組み	8
	参考② R 6 勧告による改定イメージ	9

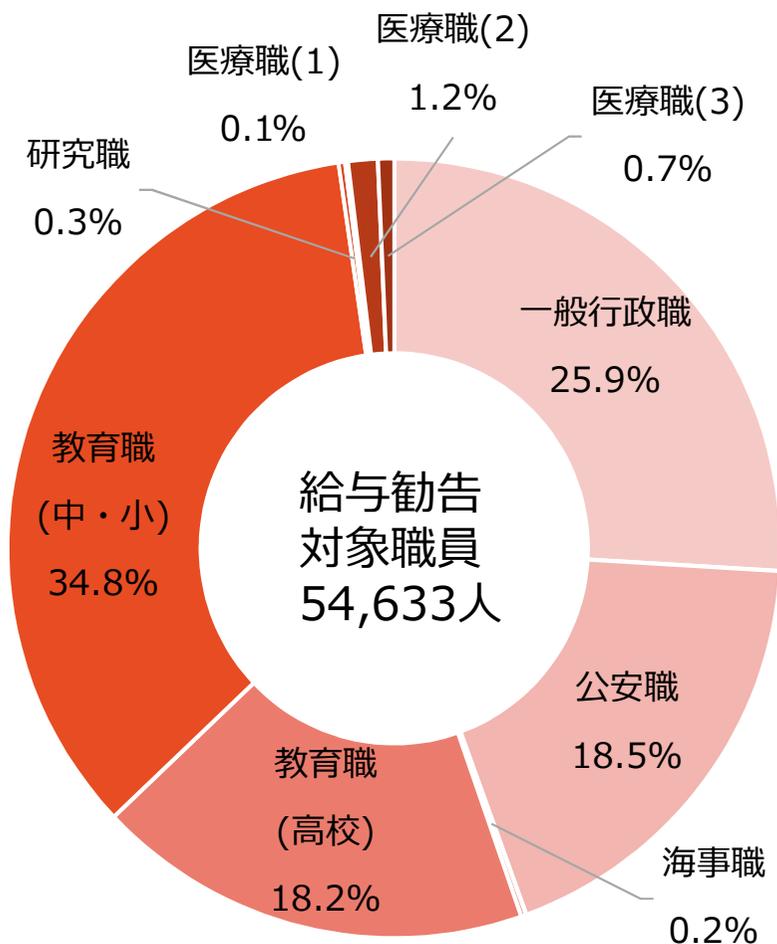
## 人事委員会とは

人事委員会は、都道府県や政令指定都市などに設置される行政委員会で、3名の委員による合議制により、専門的・中立的な立場から、人事行政に関する調査研究を行うとともに、次のような役割を担っています。

- ① 準司法的権限：任命権者と職員との間の紛争を裁定  
(勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分<sup>①</sup>の審査請求の審査など)
- ② 準立法的権限：人事委員会規則を制定  
(各種内部手続の規則、初任給や昇格・昇給の基準に関する規則など)
- ③ 行政的権限：給与勧告や条例の制定・改廃への意見申出、競争試験・選考の実施など

# 1 給与勧告の対象職員

令和6年4月1日現在の給与勧告対象職員は、54,633人（平均年齢42.2歳）です。



※技能労務職員、企業職員及び病院事業職員は、給与勧告の対象外のため含まれていません。

給料表	職員の例	職員数(人)
一般行政職	事務・技術員	14,163
公安職	警察官	10,127
海事職	船員	120
教育職(高校)	高校、特別支援学校の教員	9,958
教育職(中・小)	小・中学校の教員	19,005
研究職	研究員	147
医療職(1)	医師	69
医療職(2)	獣医師、薬剤師、栄養士	673
医療職(3)	保健師、看護師	371
計		54,633

※暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員、任期付職員等を除く

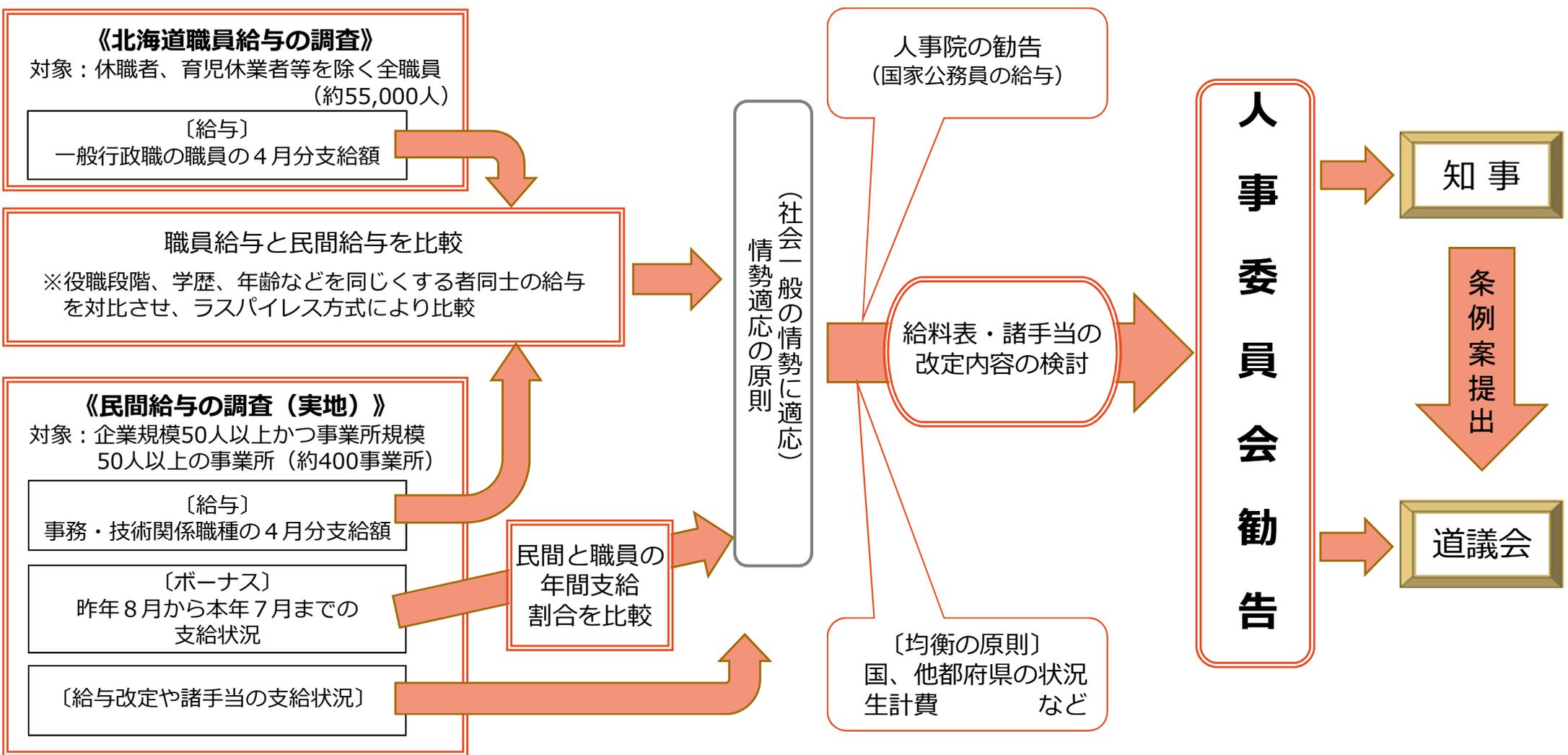
## <職員に適用する条例の種類>

- ・北海道職員の給与に関する条例
- ・北海道学校職員の給与に関する条例
- ・市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例
- ・北海道地方警察職員の給与に関する条例
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例

## 2 給与勧告の仕組み

給与勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有しています。

勧告が実施され、職員について適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。

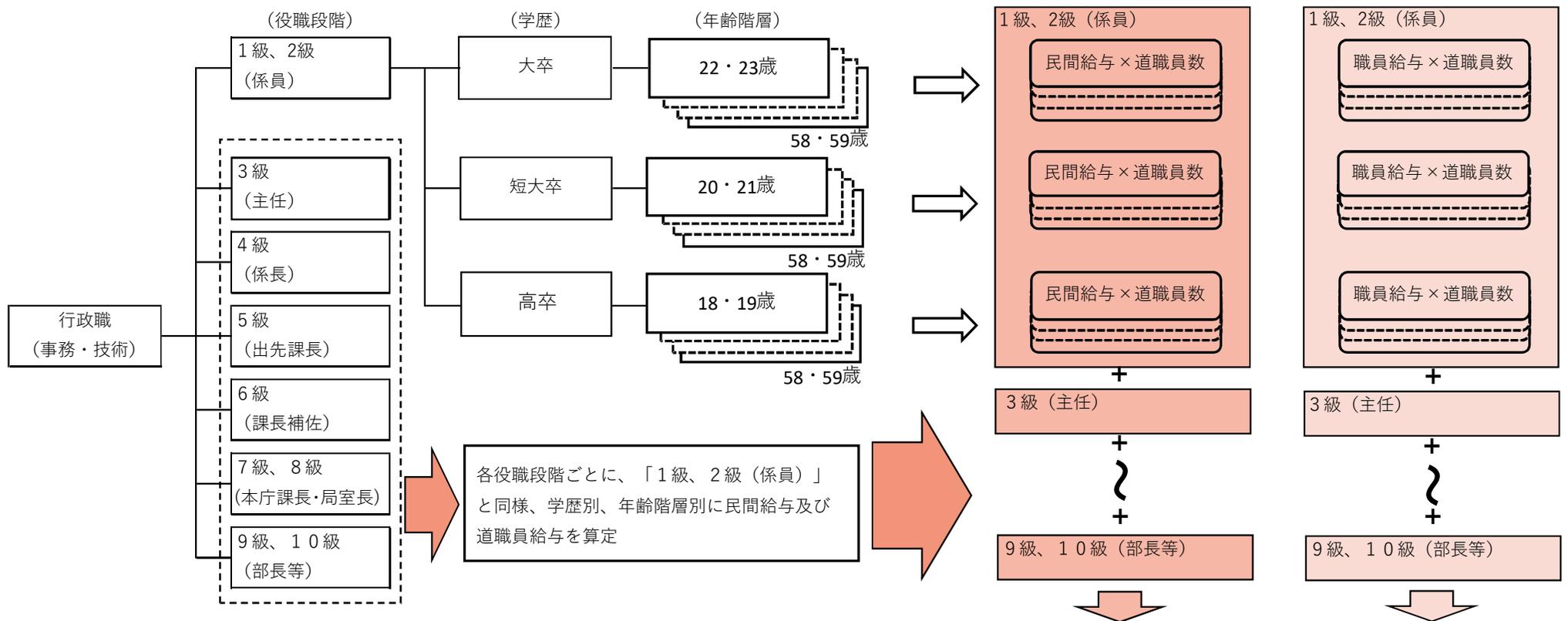


# 3 民間給与との比較

## 《比較方法（ラスパイレス方式）》

月例給の民間給与との比較においては、民間の平均給与額を同じ条件の道職員に支給した場合に要する支給額が、現に支払っている支給額に比べてどの程度差があるのかを算出しています。

具体的には、公務にあつては一般行政職、民間にあつては事務・技術関係職種のものについて、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた額を算出し、両者の水準を比較しています。



**今年の較差**  
(算定方法) (a) - (b)

**11,188円 (3.01%)**  
民間給与との比較に用いた職員(\*)の平均年齢は41.8歳  
※一般行政職職員から新規学卒者や道外勤務者などを除外した職員

民間給与 × 道職員数の合計  
÷ 道職員総数  
= 382,451円(a)

職員給与 × 道職員数の合計  
÷ 道職員総数  
= 371,263円(b)

# 4 本年の勧告のポイント①

## <令和6年度改定>

- ・ 月例給、ボーナスともに3年連続の引上げ
- ・ 寒冷地手当の支給額引上げ、支給地域の改定

### <給料表（月例給）>

- ・ 初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層に特に重点を置きつつ、全職員に改善の効果が及ぶよう、人事院勧告に準じて給料表を改定 初任給：大卒220,000円 [+23,800円] 高卒188,000円 [+21,400円]

### <ボーナス>

- ・ 民間の支給割合（4.59月）が職員の年間支給月数（4.50月）を0.09月上回っている
- ・ 改定は0.05月単位で行っていることから、**年間支給月数を0.10月分引上げ（4.50月→4.60月）**
- ・ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

<一般職員の支給月数（勧告後）>

区分	6月期	12月期	合計
期末手当	1.25月(+0.025月)	1.25月(+0.025月)	2.5月(+0.05月)
勤勉手当	1.05月(+0.025月)	1.05月(+0.025月)	2.1月(+0.05月)
合計	2.30月(+0.05月)	2.30月(+0.05月)	<b>4.6月(+0.1月)</b>

### <初任給調整手当>

- ・ 給料表の改定状況を勘案し、医師及び獣医師に対する手当額の支給限度額を引上げ（月額：500円～1400円）

### <寒冷地手当>

- ・ 民間における支給状況を踏まえ、**支給月額を引上げ**
- ・ 新たな気象データ（メッシュ平年値2020）を踏まえ、**支給地域を見直し**（1級地→2級地：7地域）

※寒冷地手当の支給地域の改定は令和7年4月から実施

<寒冷地手当の支給月額（11月～3月支給）>

地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	29,400円 (+3,340円)	16,200円 (+1,800円)	11,500円 (+1,280円)
2級地	26,000円 (+2,920円)	14,500円 (+1,600円)	9,800円 (+1,100円)
3級地	25,100円 (+2,840円)	14,300円 (+1,600円)	9,600円 (+1,100円)

### 職員一人当たりの影響額

【一般行政職 平均年齢41.1歳】

22.1万円（年間給与：勧告前605.1万円 → 勧告後627.2万円）

# 4 本年の勧告のポイント②

## <令和7年度改定>

社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に係る改定

### <給料表>

- ・ 初任給や若年層の水準を大幅に引上げ（令和6年4月～）
- ・ 本庁局長級（行政職8級など）以上について役割に見合う処遇に見直し
  - ▶各級の水準の重なり解消などにより、昇格時の給料上昇幅を拡大

### <ボーナス>

- ・ 勤勉手当の成績優秀者に係る支給上限を平均支給月数の2倍から3倍に引上げ
- ・ 特定任期付職員のボーナス拡充

### <扶養手当>

- ・ 人事院勧告の内容や道内民間企業における支給状況を踏まえ、**配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額**  
※段階的に実施

		年度			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度以降	
扶養親族	配偶者	行政職給料表7級以下	6,500円	3,000円	(支給しない)
		行政職給料表8級	3,500円	(支給しない)	(支給しない)
子		10,000円	11,500円	13,000円	

### <地域手当>

- ・ 国の見直しに準じ段階的に改定  
札幌市の支給割合の引上げは令和8年度以降
- ・ 人事異動の円滑化を図るよう、**地域手当の異動保障を措置（異動後3年間）**  
※1年目：100%、2年目：80%、3年目：60%

支給地域	見直し前の級地 (支給割合)	見直し後の級地 (支給割合)	令和7年度の 支給割合 (%)
東京都特別区	1級地 (20%)	1級地 (20%)	20%
大阪府大阪市	2級地 (16%)	2級地 (16%)	16%
愛知県名古屋市	3級地 (15%)	3級地 (12%)	14%
北海道札幌市	4級地 (3%)	4級地 (4%)	3%

# 4 本年の勧告のポイント③

## <令和7年度改定>

社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に係る改定

### <通勤手当>

- ・支給限度額を月150,000円に引上げ  
特急料金も、その範囲内で全額支給
- ・採用時などの特別急行料金等に係る  
支給要件を緩和

	現行	見直し後
通勤手当 制度	普通運賃相当額（上限5.5万円） + 特別急行料金等1/2相当額（上限2万円）	普通運賃相当額 + 特別急行料金等相当額 (上限15万円)

### <管理職員特別勤務手当>

- ・平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯  
を拡大
- ・任期付研究員を支給対象に追加

現行	見直し後
午前0時 └ 午前5時	午後10時 └ 午前5時

### <再任用職員の手当>

- ・定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について、  
次の手当を新たに措置  
**地域手当の異動保障等**  
**寒冷地手当（※）**  
**特勤勤務手当・へき地手当（これらに準ずる手当を含む）**
- （※）寒冷地手当は、本道の地域特性などを踏まえ、令和6年度から実施
- ・各手当の支給額は、一般の職員と同額

令和7年4月から実施 ※特記するものを除く

# 5 近年の給与勧告の実施状況

年度	月例給（※）		期末・勤勉手当（ボーナス）		一般行政職の平均年収	
	改定額	改定率	年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成26年	862円	0.22%	4.05月	0.10月	5.3万円	0.85%
平成27年	578円	0.15%	4.10月	0.05月	2.8万円	0.44%
平成28年	657円	0.17%	4.30月	0.20月	8.6万円	1.37%
平成29年	484円	0.13%	4.40月	0.10月	4.5万円	0.73%
平成30年	628円	0.17%	4.45月	0.05月	2.9万円	0.47%
平成31年 (令和元年)	435円	0.12%	4.50月	0.05月	2.5万円	0.42%
令和2年	-	-	4.45月	△0.05月	△1.8万円	△0.30%
令和3年	-	-	4.30月	△0.15月	△5.5万円	△0.93%
令和4年	845円	0.23%	4.40月	0.10月	5.0万円	0.84%
令和5年	3,655円	0.99%	4.50月	0.10月	9.8万円	1.65%
令和6年	11,183円	3.01%	4.60月	0.10月	22.1万円	3.66%

（※）諸手当改定分、はね返し分を含む



# 参考② R6 勧告による改定イメージ

## <R6改定分>

- ▶初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層に特に重点を置きつつ、全職員に改善の効果が及ぶよう給料表を改定

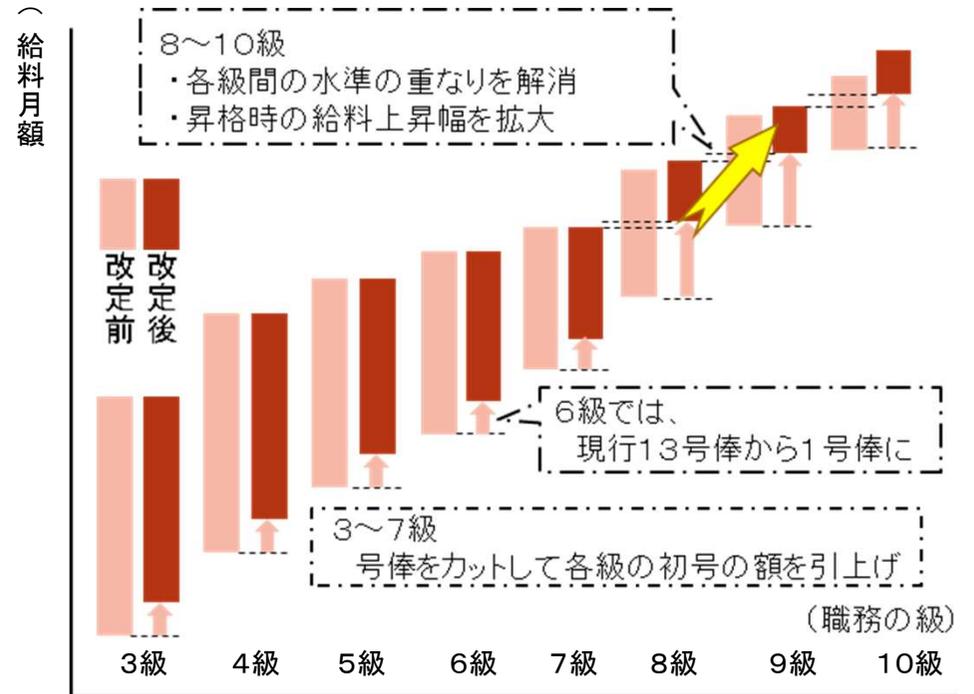
## <R7改定分>

- ▶初号俸をカットし、各級の初号の額を引上げ
- ▶本庁局長級(行政職8級など)以上について、級間の水準の重なりを解消、昇格時の給料上昇幅を拡大

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
5	円 188,000	高卒初任給 円 236,000	円 265,300	円 293,400	円 316,100	円 342,200	円 382,400	円 424,800	円 477,600	円 541,200
25	円 220,000	円 260,400	円 287,300	円 321,700	円 347,600	円 374,600	円 422,700	円 461,200	円 521,200	
45	円 241,400	大卒初任給 円 276,000	円 311,700	円 354,300	円 375,300	円 402,700	円 444,200	円 475,000	円 537,000	
65	円 249,700	円 289,000	円 333,600	円 372,300	円 388,700	円 410,600				
85	円 255,700	円 296,800	円 344,100	円 382,800	円 396,200	円 415,700				
105		円 302,700	円 351,500	円 390,900						
125		円 308,500								
再任用	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000	円 528,700

<給料水準(行政職給料表)イメージ図>



---

## 北海道人事委員会事務局給与課

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西7丁目  
電 話：011-204-5656（直通）  
F A X：011-232-2709

「令和6年 職員の給与に関する報告及び給与改定に関する勧告」は  
HPに掲載しています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hj/kuy/>

---